不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>一般廃棄物処分業の許可取消し</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の４</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>市民生活部環境課生活環境係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>法第７条の４の規定による。
（許可の取消し）
第７条の４　市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。
⑴　第７条第５項第４号ハ若しくはニ（第２５条から第２７条まで若しくは第３２条第１項（第２５条から第２７条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至つたとき。
⑵　第７条第５項第４号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第２５条から第２７条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
⑶　第７条第５項第４号リからルまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
⑷　第７条第５項第４号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき（前３号に該当する場合を除く。）。
⑸　前条第１号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
⑹　不正の手段により第７条第１項若しくは第６項の許可（同条第２項又は第７項の許可の更新を含む。）又は第７条の２第１項の変更の許可を受けたとき。
２　市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第２号又は第３号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（令和２年１月１日最終変更）</td></tr>
</table>